

自動車整備分野
育成就労計画審査基準一覧

業務区分	主たる技能	ページ数
自動車整備業務区分	自動車整備	1
車体整備業務区分	車体整備	3

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（自動車整備業務区分）／ 主たる技能：自動車整備

技能の定義	道路運送車両法に基づく、日常点検整備（※１）、定期点検整備（※２）、特定整備（※３）、新規検査における整備（※４）、継続検査における整備（※５）、構造等変更検査における整備（※６）、一般整備（※７）の作業を行うための技能をいう。 ※１ 日常点検整備とは、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第４７条の２の整備をいう。 ※２ 定期点検整備とは、道路運送車両法第４８条第２項において読み替えて準用する同法第４７条の２第３項の整備をいう。 ※３ 特定整備とは、道路運送車両法第４９条第２項に基づく、道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）第３条に該当する整備をいう。 ※４ 新規検査とは、道路運送車両法第５９条の検査をいう。 ※５ 継続検査とは、道路運送車両法第６２条の検査をいう。 ※６ 構造等変更検査とは、道路運送車両法第６７条の検査をいう。 ※７ 一般整備とは、故障修理等で入庫した自動車の整備をいう。 （参考）必須業務の①ｉ）の車検とは、上記※４～※６までの検査をいう。 注 特定整備作業を行う場合、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第７８条に基づき、地方運輸局長から自動車特定整備事業の認証を受けた事業場における作業でなければならない。なお、対象とする自動車の種類として、二輪自動車のみが指定され、又は業務の範囲が限定された事業場は除くものとする。	
必須業務	１年目 自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 i)各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備の補助作業 1. ステアリング装置 2. ブレーキ装置 3. 走行装置 4. サスペンション装置 5. 動力伝達装置 6. 電気装置 7. エンジン装置 8. 排出ガス発散防止装置 9. 附属装置	２年目、３年目 自動車整備作業 ①自動車点検整備作業 i)各装置の車検、定期点検項目の良否判定及びそれに基づく整備作業 1. ステアリング装置 2. ブレーキ装置 3. 走行装置 4. サスペンション装置 5. 動力伝達装置 6. 電気装置 7. エンジン装置 8. 排出ガス発散防止装置 9. 附属装置 ②自動車分解整備作業 i)各装置の分解整備、各種テスター・測定機器類による各装置の複雑な良否判定及びそれに基づく整備作業 1. ステアリング装置 2. ブレーキ装置 3. 走行装置 4. サスペンション装置 5. 動力伝達装置 6. 電気装置 7. エンジン装置 8. 排出ガス発散防止装置 9. 附属装置
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③整理・整頓・清掃・清潔・習慣の遵守 ④作業者間の安全確認作業 ⑤保護具及び安全標識・装置の確認作業 ⑥自動車整備における事故・疾病予防 ⑦自動車整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業 ⑧労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑨異常時の応急措置を修得するための作業	

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（自動車整備業務区分）／ 主たる技能：自動車整備

その他従事する業務の例	(1) 自動車整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①部品番号検索・部内発注作業 ②車枠車体の整備調整作業 ③ナビ・ETC等の電装品の取付作業 ④自動車板金塗装作業 (2) 自動車整備業務区分に関連する業務 ※(2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ①洗車作業 ②下廻り塗装作業 ③車内清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業		
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	自動車整備に係る構成部品： 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、その他構成部品		
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> ①設備、機械等 1. リフト、ジャッキ 2. 検査ライン機器一式 3. クレーン・チェーンブロック 4. 溶接機 5. プレス 6. バイス 7. エアコンプレッサー 8. 塗装関連機器 9. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10. バッテリー充電器 </td><td style="vertical-align: top;"> ②工具、計測器具等 1. スパナ各種 2. メガネレンチ各種 3. プライヤー各種 4. ハンマー各種 5. 六角レンチ各種 6. ボックスレンチ各種 7. ドライバー各種 8. カッター 9. ホイールプーラー、ベアリング レースプーラー等プーラー各種 10. グリースガン、シャシルブリケーター 11. トルクレンチ 12. ノギス・マイクロメータ等測定器 13. 各種スケール 14. コンプレッションゲージ、シクネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、 トーインゲージ、キャンバキャスタゲージ、 ターニングラジアスゲージ等ゲージ各種 15. サスペンション用測定器具 16. バキュームポンプ 17. 圧力計 18. サーキットテスター 19. 比重計 20. エンジン回転計 21. タイミングライト 22. 一酸化炭素測定器 23. 炭化水素測定器 24. 黒煙測定器 25. オパシメーター 26. スキャンツール </td></tr> </table>	①設備、機械等 1. リフト、ジャッキ 2. 検査ライン機器一式 3. クレーン・チェーンブロック 4. 溶接機 5. プレス 6. バイス 7. エアコンプレッサー 8. 塗装関連機器 9. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10. バッテリー充電器	②工具、計測器具等 1. スパナ各種 2. メガネレンチ各種 3. プライヤー各種 4. ハンマー各種 5. 六角レンチ各種 6. ボックスレンチ各種 7. ドライバー各種 8. カッター 9. ホイールプーラー、ベアリング レースプーラー等プーラー各種 10. グリースガン、シャシルブリケーター 11. トルクレンチ 12. ノギス・マイクロメータ等測定器 13. 各種スケール 14. コンプレッションゲージ、シクネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、 トーインゲージ、キャンバキャスタゲージ、 ターニングラジアスゲージ等ゲージ各種 15. サスペンション用測定器具 16. バキュームポンプ 17. 圧力計 18. サーキットテスター 19. 比重計 20. エンジン回転計 21. タイミングライト 22. 一酸化炭素測定器 23. 炭化水素測定器 24. 黒煙測定器 25. オパシメーター 26. スキャンツール
①設備、機械等 1. リフト、ジャッキ 2. 検査ライン機器一式 3. クレーン・チェーンブロック 4. 溶接機 5. プレス 6. バイス 7. エアコンプレッサー 8. 塗装関連機器 9. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽 10. バッテリー充電器	②工具、計測器具等 1. スパナ各種 2. メガネレンチ各種 3. プライヤー各種 4. ハンマー各種 5. 六角レンチ各種 6. ボックスレンチ各種 7. ドライバー各種 8. カッター 9. ホイールプーラー、ベアリング レースプーラー等プーラー各種 10. グリースガン、シャシルブリケーター 11. トルクレンチ 12. ノギス・マイクロメータ等測定器 13. 各種スケール 14. コンプレッションゲージ、シクネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、 トーインゲージ、キャンバキャスタゲージ、 ターニングラジアスゲージ等ゲージ各種 15. サスペンション用測定器具 16. バキュームポンプ 17. 圧力計 18. サーキットテスター 19. 比重計 20. エンジン回転計 21. タイミングライト 22. 一酸化炭素測定器 23. 炭化水素測定器 24. 黒煙測定器 25. オパシメーター 26. スキャンツール		
製品等の例（該当するものを選択すること。）	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条別表第1に定める自動車（ただし、小型特殊自動車を除く。））		

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（車体整備業務区分）／ 主たる技能：車体整備

技能の定義	車体整備（※１）及びこれに付随する道路運送車両法に基づく特定整備（※２）の作業を行うための技能をいう。 ※１ 車体整備とは、事故や経年劣化による損傷で入庫した自動車の整備であり、板金、塗装、ボデー・フレーム修正をいう。 ※２ 特定整備とは、道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）第４９条第２項に基づく、道路運送車両法施行規則（昭和２６年８月１６日運輸省令第７４号）第３条に該当する整備をいう。 注 特定整備作業を行う場合、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第７８条に基づき、地方運輸局長から自動車特定整備事業の認証を受けた事業場における作業でなければならない。	
必須業務	１年目 車体整備作業 ①自動車板金、塗装作業 i) 各部品の脱着、取替及び板金作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業 １．外装部品 ２．ぎ装品 ３．電装品 ４．電子制御装置 ii) 外装部品および内装部品の塗装作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業 １．金属塗装 ２．金属塗装（板金部位） ３．樹脂塗装	２年目、３年目 車体整備作業 ①自動車板金、塗装作業 i) 各部品の脱着、取替及び板金作業並びにそれに基づく付随作業 １．外装部品 ２．ぎ装品 ３．電装品 ４．電子制御装置 ii) 外装部品および内装部品の塗装作業並びにそれに基づく付随作業 １．金属塗装 ２．金属塗装（板金部位） ３．樹脂塗装 ②ボデー・フレームの修正、溶接作業 i) ボデー・フレームの修正作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業 １．前面変形修正 ２．側面変形修正 ３．後部変形修正 ii) 溶接作業並びにそれに基づく付随作業及び補助作業 １．電気抵抗スポット溶接 ③損傷診断及び自動車特定整備作業（※③は３年目のみ） i) 損傷診断作業並びにそれに基づく付随作業 １．車体寸法計測 ２．ホイールアライメント計測 ３．各種テスターによる良否判定 ii) 自動車特定整備作業並びにそれに基づく付随作業 １．カメラ測定、校正作業 ２．レーダー測定、校正作業 ３．センサー測定、校正作業
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ⑥安全標識・装置の確認作業 ②作業開始前の安全確認作業 ⑦自動車車体整備における事故・疾病予防 ③整理・整頓・清潔・清掃・習慣の遵守 ⑧自動車車体整備関連機器及び油脂類等の安全確認作業 ④作業員間の安全確認作業 ⑨労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑤保護具の装着の安全確認作業 ⑩異常時の応急措置を習得するための作業	

育成就労計画審査基準
自動車整備分野（車体整備業務区分）／ 主たる技能：車体整備

その他従事する業務の例	(1) 車体整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①自動車特定整備作業 1. ステアリング装置 2. ブレーキ装置 3. 走行装置 4. サスペンション装置 5. 動力伝達装置 6. 電気装置 7. エンジン装置 8. 排出ガス発散防止装置 9. 附属装置 ②部品番号検索・部内発注作業 ③ナビ・ETC・ドライブレコーダ等の電装品の取付作業 ④ガラスの脱着及び取替作業 ⑤ボディー及びガラスのフィルム施工作業 ⑥自動車架装の製作及び修理 ⑦ボデーコーティングの施工作業 ⑧エアコンに関する整備 (2) 車体整備業務区分に関連する業務 ※(2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ①洗車作業 ②下回り塗装作業 ③車内清掃作業 ④構内清掃作業 ⑤部品等運搬作業 ⑥設備機器等清掃作業
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	(1) 自動車車体整備に係る構成部品 保安部品、定期交換部品、消耗部品、外装部品、ぎ装品、電装品、その他構成部品 (2) 自動車車体整備に係る材料等 パテ類、研磨紙、シーラー類、接着剤、充填剤、自動車補修用塗料各種、養生紙、冷媒、油脂類、その他
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	①設備、機械等 1. リフト、ジャッキ 2. 検査ライン機器一式 3. クレーン・チェンブロック 4. プレス 5. バイス 6. エアーコンプレッサー 7. 塗装機器・乾燥装置 8. 洗浄装置・機器、部品洗浄槽 9. バッテリー充電器 10. 電気抵抗スポット溶接機 11. 車体修正機 12. 車枠矯正装置 13. 板金用油圧機器 14. 板金定盤 15. ヘッドライトテスト 16. ホイールアライメントテスト 17. ボール盤 18. 集塵機 19. 計量調色機 20. タイヤチェンジャー・バルンサー 21. フロンガス回収交換機 ②工具、計測器具等 1. スパナ各種 2. メガネレンチ各種 3. プライヤー各種 4. ハンマー各種 5. ドリル各種 6. 六角レンチ各種 7. ボックスレンチ各種 8. ドライバー各種 9. カッター 10. ホイールブローラー等ブローラー各種 11. グリースガン、シャシルブリーケーター 12. トルクレンチ 13. ノギス、マイクロメータ等測定器 14. 各種スケール 15. スコヤ 16. フレーム・センタリング・ゲージ 17. トラム・トラッキング・ゲージ 18. サンダ各種 19. ポータブル・グラインダ 20. エア・スプレ・ガン各種 21. ポリシャ各種 22. コンプレッションゲージ、シックネスゲージ、ダイヤルゲージ、タイヤゲージ、トーインゲージ、キャンバキヤスタゲージ、ターニングラジラスゲージ等各種ゲージ 23. サスペンション用測定機器 24. バキュームポンプ 25. 圧力計 26. サーキットテスト 27. 比重計 28. エンジン回転計 29. タイミングライト 30. 一酸化炭素測定器 31. 炭化水素測定器 32. 黒煙測定器 33. オパシメーター 34. スキャンツール 35. エーミング用ターゲット各種 36. 板金用あて板各種 37. リベッター 38. タガネ
製品等の例（該当するものを選択すること。）	自動車整備完成車両が製品である。 対象車両：普通自動車、小型自動車、軽自動車、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）、大型特殊自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条別表第1に定める自動車（ただし、小型特殊自動車を除く。））